

改正

平成29年3月27日規程第42号

平成29年5月27日規程第22号

創価大学人を対象とする研究倫理規程

前文

創価大学の「創価」とは、価値の創造を意味する。その価値の中心は生命にほかならない。生命の尊厳を至高の価値とする平和社会の建設に向かって挑戦を続け、いかなる困難にあっても価値の創造をやめない—そうした人格、すなわち「創造的人間」の育成こそ、創価大学の使命である。

この使命と責任を考えると、ここに大学人としての倫理が自ずと要請されてくる。基本的人権を尊重し、知的誠実を貫徹し、社会的責任を果たすことは当然の責務であるが、さらに本学のもつ崇高な使命と目的を十分に理解し、実践することにより、本学の発展ならびに人類の平和に寄与すべきである。

その実現の礎として本規程を定め、本学における人を対象とする研究活動に携わる全ての者が遵守すべき倫理的な行動規範とする。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、創価大学（以下「本学」という。）の内外において人を対象とする研究・調査活動に携わる者が、前文の精神に則って行動する際に必要な事項を定めることによって、本学の研究・調査に対する信頼の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「研究・調査」とは、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含み、その実施と成果の公表において倫理的配慮を求められる研究・調査をいう。
- (2) 「研究者」とは、前号の研究・調査に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学に所属する教職員及び大学院生による学内外の人を対象とする研究・調査、ならびに本学構成員を対象とする学外者による研究・調査に適用する。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本学の教育職員による教育、本学の事務職員による事務等の日常の業務の一環として実施される研究・調査
- (2) 使用する情報が公的に入手可能な既存のものであり、いかなる手段によっても研究対象者が特定できない研究・調査
- (3) 以下のすべての条件を満たす研究・調査
  - ① 対象者保護に適切に配慮している
  - ② 個人情報を取り扱わない（無記名調査等）
  - ③ データ収集を研究と直接関係のない他機関や会社等に業務委託していない
  - ④ 研究結果あるいは対象者保護に影響を及ぼす恐れのある経済的利益関係がない
  - ⑤ 映像、音声のデータを収集していない
  - ⑥ 社会的弱者になりやすい特徴を有する集団を研究対象としていない
  - ⑦ 研究対象者に対し、心理的な負荷や危害を及ぼさない
  - ⑧ 質問紙調査等において、すべての質問内容や項目に、社会的生活で経験する範囲を超えているものが含まれていない
  - ⑨ 研究目的等の虚偽の説明を用いる手続き（ディセプションの手続き）が含まれていない
  - ⑩ 研究資金提供先や研究成果公表学術雑誌などの外部機関から倫理審査の承認を受けることを要請されていない

第2章 研究倫理

(研究倫理に関する遵守事項)

第4条 研究者は研究・調査を行うに当たり、次の事項を遵守する。

- (1) 生命の尊厳と人権の尊重
- (2) 研究・調査対象者への十分な事前説明と自由意思による同意
- (3) 個人情報の保護の徹底
- (4) 本学の品位および名誉に対する配慮
- (5) 本規程および研究領域ごとの倫理基準（「看護研究における倫理指針」等）に基づく研究計画の作成および実施
- (6) 研究・調査上得た情報の適切な利用・管理  
(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が研究・調査を行う際は、研究・調査対象者に対して、以下の項目について事前に分かりやすく説明し、自由意思による同意を得なければならない。

- (1) 研究・調査への参加は任意であり、参加に同意しない場合もいかなる不利益を受けないこと。  
また、同意はいつでも不利益を受けずに撤回することができること。
- (2) この研究・調査の意義、目的および方法、参加に要する期間。
- (3) 対象者に選ばれた理由。
- (4) 研究者の氏名および職名。
- (5) 予測されるリスク、危険、または不快な状態。
- (6) 研究・調査に参加することにより予測される対象者にとって、または社会にとっての利益。
- (7) 個人データの取り扱いについて（守秘の方法、保存の期間など）。
- (8) この研究・調査に関する問い合わせ先、および苦情等の窓口の連絡先。
- (9) 研究・調査結果の公表の可能性。
- (10) 対象者は研究・調査参加に関する説明書および同意書の写しを得ること。

2 同意を得る際は、前項の項目を明記したインフォームド・コンセントに、自署またはこれに準じる意思表示をすることによって、同意の意思を確認しなければならない。

3 第7条第2号に定める委員会（以下「研究倫理委員会」という。）が以下のいずれかの項目に該当すると認めた場合、第1項の項目の一部または全部について免除または代諾の承認をすることができる。

- (1) 対象者にとって最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超えない範囲の研究である場合。
- (2) インフォームド・コンセントの免除または代諾の承認をすることが、対象者の権利や福利に不利益を生じない場合。
- (3) インフォームド・コンセントの免除または代諾の承認をしないと、研究を実行できない場合。  
ただし、この場合には、対象者は、研究・調査に参加した後に、研究・調査に関する情報の提供を受ける。

(成果の公表)

第6条 第3条の但し書きに関わらず、研究・調査の成果を公表する際は、その公表計画について事前に研究倫理委員会の承認を得ることとする。

### 第3章 最高管理責任者及び実施機関

(管理体制)

第7条 研究に係る倫理を保持するため、次のとおり責任者及び実施機関を置き、その運営・管理に係る責任及び権限を定める。

- (1) 学長は最高管理責任者として、研究に係る倫理の管理について本学全体を統括し、最終的な責任を負う。
- (2) 本学に、「創価大学 人を対象とする研究倫理委員会（英文名称：Institutional Review Board for Human Research）」を置き、研究倫理に関する立案、勧告及び審査を行う。

(研究倫理委員会の組織)

第8条 研究倫理委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長、副委員長及び委員は学長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究倫理委員会の審査手続き)

第9条 審査手続きは委員長の判断にもとづき、以下のいずれかとする。

- (1) 委員長決裁
- (2) 簡易審査
- (3) 本審査

- 2 委員長決裁は委員長が審査する。この場合、委員長は必要に応じて、研究倫理委員会委員の意見を聴取することができる。
- 3 簡易審査は、委員長を部会長とする審査部会による会議もしくは回議により審査する。
- 4 本審査は研究倫理委員会を開催して審査する。
- 5 審査結果に対し、申請者から異議申し立てがあった場合は、研究倫理委員会による再審査を行う。その際、研究倫理委員会は必要に応じて専門家の意見を聴取することができる。
- 6 研究倫理委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞したあとも同様とする。
- 7 審査手続きの詳細は別に定める。

(事務組織)

第10条 研究倫理委員会の事務は、学事第2課が担当する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、大学教育研究評議会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日規程第42号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月27日規程第22号)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。